

平成24年2月13日

各 位

上場会社名 三菱鉛筆株式会社
代 表 者 代表取締役 数原英一郎
(コード番号 7976 東証一部)
問合せ先責任者 財務担当取締役 永澤宣之
(TEL. 03-3458-6215)
<http://www.mpuni.co.jp/>

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年2月13日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成24年3月29日開催予定の当社第137回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業内容の現状に即し、目的の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）について一部変更、文言の整理を行うものであります。
- (2) 株主総会及び取締役会における招集手続き、議長選任について柔軟な対応を可能とするため（現行定款第13条第3項、第15条、第24条第2項）並びに経営体制の一層の強化を図るために役付取締役（現行定款第23条）、監査役の定員（現行定款第30条第2項）について、それぞれ所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成24年3月29日（木）
定款変更の効力発生日	平成24年3月29日（木）

以上

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (省 略) 2. <u>顔染料、黒鉛、木材、樹脂またはゴムを素材とした化学製品の製造販売</u> 3. ～10. (省 略) <p>(招 集)</p> <p>第13条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ～2. (省 略) 3. <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u> <p>(議 長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、<u>取締役社長がこれにあたる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p><u>(代表取締役および役付取締役)</u></p> <p>第23条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>取締役会は、その決議により、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u> 2. <u>必要あるときは、取締役会の決議により、取締役会長、取締役副社長および取締役相談役を選定することができる。</u> 3. <u>取締役会は、その決議により、取締役社長を代表取締役とし、必要あるときは、前2項の役付取締役のうちから、代表取締役を選定することができる。</u> 	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行どおり) 2. <u>顔料、染料、黒鉛、木材、樹脂、</u>ゴムを素材とした化学製品<u>およびカーボン製品</u>の製造販売 3. ～10. (現行どおり) <p>(招 集)</p> <p>第13条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ～2. (現行どおり) 3. <u>株主総会は、代表取締役がこれを招集する。代表取締役が複数の場合または代表取締役に差し支えある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、先順位の取締役がこれを招集する。</u> <p>(議 長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、<u>代表取締役がこれにあたる。代表取締役が複数の場合または代表取締役に差し支えある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、先順位の取締役がこれにあたる。</u></p> <p><u>(役付取締役および代表取締役)</u></p> <p>第23条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>取締役会は、その決議により、取締役相談役、取締役会長、取締役副会長、取締役社長を各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を各若干名定めることができる。</u> 2. <u>取締役会は、その決議により、取締役社長を代表取締役として選定し、さらに必要あるときは、前項の役付取締役から、代表取締役を選定することができる。</u> 3. (削 除)

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第24条 1. (省 略)</p> <p>2. <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>3. (省 略)</p> <p>(定 員)</p> <p>第30条 1. (省 略)</p> <p>2. 当会社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。</p>	<p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第24条 1. (現行どおり)</p> <p>2. <u>取締役会は、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役が複数の場合または代表取締役に差し支えある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、先順位の取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(定 員)</p> <p>第30条 1. (現行どおり)</p> <p>2. 当会社の監査役は、<u>5</u>名以内とする。</p>